

高等学校通信教育の質の確保・向上のためのガイドライン、 通信制課程に係る私立高等学校の認可基準（標準例）に係る運用状況に関するヒアリング（概要）

〔ヒアリング概要〕

趣旨：令和6年に実施した「私立広域通信制高等学校の設置認可等に関する調査」の結果を踏まえ、さらにガイドラインや認可基準の標準例の運用状況を把握するために実施するもの。

時期：令和8年7月～8月

対象：私立通信制高校を所轄する都道府県のうち、10団体程度を抽出

実施形態：オンラインによる面談を通じて、都道府県の設置認可や指導監督の実態や課題について情報交換

〔特徴的な取組〕

① 設置認可について

- ・新規設置については、生徒募集の見込みを判断していくに当たって、既存の高校教育の状況も踏まえ、必要性の高い教育内容かという点も確認している。
- ・通信教育連携協力施設を設ける際に他の学校との施設兼用の有無についても確認した上で行っている。
- ・所轄庁の区域内か否かにかかわらず、通信教育連携協力施設を設ける際には現地確認を行っている。
- ・面接指導等実施施設の設置については独立校と同等の基準を設定している。
- ・通信教育連携協力施設を設ける際には施設での教育活動の内容や使用用途を把握できる独自の調査票を活用している。

② 指導・監督等

- ・定期的に独自の点検調査を行い、調査結果を学校にフィードバックして改善を求めている。
- ・他都道府県が所轄する学校の通信教育連携協力施設に在籍する生徒も含めて、域内の施設・生徒に自治体の施策を周知している。

〔主な課題〕

① 通信教育連携協力施設の情報把握について

- ・他都道府県が所轄する通信教育連携協力施設の状況を施設の所在する都道府県が把握することは制度上困難である。
- ・所轄庁も他都道府県に所在する施設を指導・監督することに難しさを感じている。

② 意向確認（教育区域照会）の実効性について

- ・認可基準の標準例に示されている他の都道府県からの意向確認（教育区域に加えることの是非に関する照会）があった場合に、多くの都道府県が「やむを得ない（設置やむなし）」という事実上の追認回答となっている。
- ・「支障がある」と回答した際も、所轄庁において十分に汲み取られていないと感じる場合がある。
- ・意向確認の回答後に認可結果のフィードバックが都道府県に届いていない場合が多く、実情を把握しにくい。

③ 認可基準について

- ・国が策定しているガイドラインや認可基準の標準例についても、分校やその他施設についての定義、風営法の取扱いなど曖昧な記載もあり、学校や都道府県間の基準についての認識に差異が生じている。

④ 所轄庁の事務体制の脆弱性

- ・少人数の体制で他の業務も抱えながら、通信制高校の監督・審査業務を担当している都道府県が多く、通信制高校の管理・監督に対応できる人的資源の確保が困難な状況にある。